

訪問看護・介護予防訪問看護ご利用料金表(利用料7級地)

注:下表の文言では、「訪問看護」との記載については、介護予防の場合は、「介護予防訪問看護」と読み替えます。

R1.10.1~

1)基本となるご利用料金について					訪問看護費	1割負担	2割負担	3割負担	(利用者の負担割合は『負担割合証』に記載された割合となります)
□有	訪問看護								
	所要時間 20分未満	319 円	637 円	956 円	看護師が、主治医の指示及び訪問看護計画書に、位置づけられた内容の指定訪問看護を行うのに、必要とする時間で、所定の料金をお支払いいただきます。尚、20分未満の訪問看護は、20分以上の訪問看護を週1回以上含む場合に算定されます。				
	所要時間 20分以上30分未満	479 円	958 円	1437 円					
	所要時間 30分以上60分未満	837 円	1673 円	2509 円					
	所要時間 60分以上90分未満	1146 円	2291 円	3437 円					
□有	介護予防訪問看護								
	所要時間 20分未満	308 円	615 円	922 円	訪問看護事業所として、勤続3年以上の職員が30%以上の配置他計画的な研修の実施など要件を満たしているため、指定訪問看護を行う毎に加算し、請求しております。				
	所要時間 20分以上30分未満	459 円	917 円	1376 円					
	所要時間 30分以上60分未満	807 円	1613 円	2420 円					
	所要時間 60分以上90分未満	1107 円	2214 円	3321 円					
□有	サービス提供体制強化加算	7 円	13 円	19 円					
2)各種加算料金について									
	初回加算	307 円	613 円	919 円	初回の訪問看護を行なった月に加算されます。				
	早朝・夜間・深夜訪問看護加算				早朝・夜間・深夜に、指定訪問看護を行った場合に加算します。				
	夜間18時～22時または、早朝6時～8時については、所定訪問看護費の1.25倍で料金を計算します。								
	深夜22時～6時については、所定訪問看護費の1.5倍で料金を計算します。								
	※緊急時訪問看護加算を算定している方に対する緊急訪問の場合は、対象外です。ただし、その月の2回目からの緊急訪問は対象となります。								
□有	緊急時訪問看護加算	586 円	1172 円	1758 円	24時間の連絡体制対応を必要とする場合に加算算定します。				
	□有 I	511 円	1021 円	1532 円	特別な管理(経管栄養や人工肛門など)を要する場合に加算算定します。				
	□有 II	256 円	511 円	766 円					
□有	ターミナルケア加算 (要介護者のみ対象)	2042 円	4084 円	6126 円	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合に加算算定します。				
□有	長時間訪問看護加算	307 円	613 円	919 円	特別な管理加算の対象の利用者に対し、90分以上の訪問看護を行った場合に加算算定します。				
□有	複数名訪問看護加算 I (30分未満)	260 円	519 円	778 円	利用者の身体的理由により、1人の看護師等による看護が困難と認められる場合等に加算算定します。(複数の看護師)				
□有	(30分以上)	411 円	821 円	1232 円					
□有	複数名訪問看護加算 II (30分未満)	206 円	411 円	616 円	利用者の身体的理由により、1人の看護師等による看護が困難と認められる場合等に加算算定します。(看護補助者)				
□有	(30分以上)	324 円	648 円	971 円					
□有	看護・介護職員連携強化加算	256 円	511 円	766 円	介護職による吸引等の実施に対し、安全なサービス提供のための指導や連携等に対し加算されます。尚、介護予防は加算されません。				
□有	退院時共同指導加算	613 円	1226 円	1838 円	退院前に病院で病院の看護師たちと一緒に退院後について指導した後に初回の訪問看護を行った場合に加算(特別な管理加算を算定している方は2回まで)				
□有	看護体制強化加算(I)	613 円	1226 円	1838 円	※算定要件等 ○次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)算定日が属する月の前6月において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。 (2)算定日が属する月の前6月において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別な管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の30以上であること。 (3)算定日が属する月の前12月において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上であること(介護予防を除く)。				
□有	看護体制強化加算(II)	307 円	613 円	919 円	※算定要件等 ○次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)算定日が属する月の前6月において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。 (2)算定日が属する月の前6月において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別な管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の30以上であること。 (3)算定日が属する月の前12月において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上であること(介護予防を除く)。				

<p>・延長料金 所用時間90分を超えて、サービス提供を希望される場合は超過料金を請求致します。 ・超えた時間の介護保険の10割実費</p>						
<p>・保険外サービス(8時30分から20時の時間のみ) 1時間30分まで介護保険料金の10割負担 1時間30分を超える場合30分毎に4,500円を加算 営業時間外については、1時間毎に1,000円を加算</p>						
<p>・エンゼルケアを行った場合 エンゼルケア料10,000円+物品代3,000円(+消費税)</p> <p>・領収証明書 1通につき 1,000円(+消費税)</p> <p>・カルテ開示における記録等の複写料金 1枚につき 30円</p>						
<p>通常のサービス提供の実施地域を越えた地点からの距離の交通費</p> <table border="1"> <tr> <td>片道5km未満</td> <td>350円×2</td> </tr> <tr> <td>片道5km以上10km未満</td> <td>750円×2</td> </tr> <tr> <td>片道10km以上</td> <td>1,250円×2</td> </tr> </table>	片道5km未満	350円×2	片道5km以上10km未満	750円×2	片道10km以上	1,250円×2
片道5km未満	350円×2					
片道5km以上10km未満	750円×2					
片道10km以上	1,250円×2					